

全国民闘連ニュース

第 8 1 号

1 9 9 3 年

9 月 1 日

年間購読料

3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1993年6月18日、入居差別裁判判決日に大阪地方裁判所に入る原告団と支援者

もくじ

●大阪入居差別裁判の判決の意義	P 2
●判決を終えて	P 4
●「国籍条項撤廃のアピール」行動報告	P 5
●川崎における在日韓国・朝鮮人無年金者の年金救済制度化いむけた取組	P 7
●各地のたより	P 9
●第125回全国代表者会議報告	P 11

大阪入居差別裁判の判決の意義

弁護士 永嶋 里枝

1989年1月、日本国籍がないことを理由に、大阪市内でカレーショップを経営する裴建一さんがマンション入居を拒否された。同年4月、裴さんは、家主と仲介業者そして大阪府を相手どり、大阪地方裁判所に提訴した。

裴さんの粘り強い闘いの結果が、本年6月18日に出された。

この判決をどう捉えていくのか、再度弁護団の永嶋弁護士に投稿をお願いした。

裴さんが提訴した入居差別裁判は、民族差別による入居拒否を告発した日本で初めての裁判でした。歴史的経過を経て在日韓国・朝鮮人が日本に定住しているにもかかわらず、未だに国籍の違いを理由に入居お断りがまかり通っています。1970年代に大阪市生野区で起こった入居差別撤廃の闘いは、言わば当然の闘いでした。この時の闘いの成果として不動産屋の店頭から外人不可の文字は消えましたが、10年経っても入居差別の実態は解消されていなかったことを、今回の裁判が何よりも痛烈に物語ったと言えます。その意味で今回の裁判では、裴さんの入居拒否が民族差別であるとの認定を勝ち取ることで、そしてそれが違法であるとの判断を得ることが至上課題でした。

本年6月18日に大阪地方裁判所で言い渡された判決は、この要請に見事に応えてくれました。裁判所は次のように言っています。「裴さんと家主との賃貸借契約締結交渉は、1989年1月16日時点において、賃貸人側の仲介人であるキンキホ

ームの媒介によって契約条件がすべて決まり、手付金に充当されるべき金員の授受もなされ、その後は契約書の作成と物件の引渡し、保証金などの支払が残るだけという段階に至ったのであるが、家主はこの段階で、裴さんが韓国籍であることを主たる理由として契約締結を拒んだ確かに家主は仲介業者を介してなされた裴さんの入居申込に対して、契約締結を拒絶したに過ぎないが、家主はキンキホームを利用して広く契約の相手方を募るという利益を得ているのであるから、キンキホームは家主の履行補助者に準ずるものである。従って家主は、裴さんとキンキホームとの間で、契約交渉が相当程度進行し、裴さんが契約の成立を確実なものと期待するに至った以上、合理的な理由なく契約締結を拒否することは許されず、契約締結を拒否したことにより裴さんが被った損害の賠償を免れない。」

もちろんこの判決の論理にも不満はあります。私たちは何よりも契約は成立していたとの観点から契約成立の確認を求

差別裁判報告集



めていたのですが、判決は、契約自由の基本原則がある以上、契約成立を擬制したり契約締結の義務を発生させることはできないとして、家主には損害賠償責任を負わせるに止まったのです。またこの論理では、契約交渉が進展する以前の申込の冒頭で国籍を理由に入居を拒否されても救済されません。判決は一方で、家主と仲介業者が設定した“原則として日本国籍であること”という申し込み条件を差別的申し込み条件と断言しています。とするならばもっと広く、家主はこのような差別的申し込み条件によって妻さんの入居を拒否したのだから損害賠償に應じるべきだと言ってもよかったはずですが、残念ながらそこまで救済の幅を広げる勇氣はなかったようです。

加えて、判決は業者の責任は全く認めませんでした。私たちは、家主と業者は共謀して差別的申込条件を設定し、妻さんの入居拒否を決めたと主張したのですが、判決は「入居拒否はあくまでも家主が決めたものであり、業者には責任がない。」と判断したのです。この結果については、肝心のキンキホームの担当者を証人として取り調べすることができなかったことから、やむを得ない面もありま

す。むしろ差別的申込条件によって商売するのかという批判を強めていくことができると思っています。

大阪府については「宅建業法の目的である取引の公正の確保とは宅地建物取引における経済的公正の確保であり、国籍を理由とする取引拒否は取引の公正を害する行為とはいえないので、同行為に対して知事は宅建業法上の各種権限を行使することはできない。行政指導も行政庁の自由裁量に委ねられているので法的義務は認められない。従って、大阪府に責任はない。」と述べるに止まり、大阪府知事が1979年に宅建業法に基づき業者を聴聞した事実については全く触れていないという何とも物足りないものでした。

しかし不満は多々あるものの、最初に述べたように初の入居差別裁判で家主の責任が認められたことの意義はそれを上回るものがあります。大阪府としても差別事件があったことを裁判所が認めた以上、知らん顔はできないはずです。今回の判決を武器として、引き続き取り組みを進めていきましょう。

判決を終えて

ペ コ ニ ル

裴 建 一

判決1週間前、父に「判決に期待するな。敗ける」と告げられました。私が裁判することに反対し、裁判内容についても何も尋ねず、一度も傍聴に来ることのなかった父に。判決当日、裁判所に父がおり、裁判後、父の「よかった。よくやった」と感激の声を聞きました。被差別体験が身に染み、日本社会に何一つ期待できなかった在日韓国・朝鮮人一世の父は興奮していました。

私はといえば、不満たらたらの顔でした。全面勝訴を期待していたからです。国籍、民族を理由とした入居拒否は、差別であり、不合理であり、違法であるとして被告家主には勝訴しました。しかし、契約、物件の引渡は認められず、他の被告（宅建業者、管理会社、大阪府）の不法行為責任も認められませんでした。

中でも、契約の確認とこの差別事件に直接関与した宅建業者キンキホームの不法行為の事実が認定されなかったのが無念です。契約の不確認は、紹介拒否、申込拒否という入居差別が大手を振ってまかり通っている現状におい

て、家主側に入居は拒否できるものの在日韓国・朝鮮人には何としても入居はできないものというイメージを与えるからです。キンキホームの不法行為を証拠不十分として免責したことは、今現在も家主と共謀して入居差別を行う宅建業者がなお居直り、「在日」にさらに泣き寝入りを強いる恐れがあるからです。

私が裁判を通して訴えたかったことは、「在日」をはじめとする外国人への紹介拒否、申込拒否は入居機会の均等を奪う社会不正義だということです。私達「在日」には住居選択の自由、住居権があり、家主側の契約の自由より優先します。私達「在日」の人間として自由と名誉を侵す権利は誰にもありません。あらゆる生物が環境に絶対的に決定される中、唯一、人間だけが環境に働きかけることのできる存在だといえます。みなさんも住居権はもとより、人間の誇りを取り戻すために怒りをもって抗議して下さい。よりよき自身の人生のために次代を担う子ども達のためにもどうか差別に立ち向かって下さい。共に。

横浜での展開から

「国籍条項撤廃のアピール」行動報告

民族差別と闘う神奈川連絡協議会 大石 文雄

「国際文化都市」を誇る横浜市ではあるが、実のところ職員採用の募集要項の中に国籍条項を設けて（一般事務職・技術職などから）在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の受験を拒否し続けてきた。神奈川県ないにおいて国籍条項を残している自治体は、今や横浜・川崎・県のみである。この間横浜市は国籍条項を設けない「国際」「経営」「情報処理」職を新設してきたが、その採用枠も1名ずつにすぎず、結果的に在日外国人の採用はゼロに終わっている。約3万3千人いるという市職員のうち外国籍職員は大学教員なども含めてわずか13名にすぎない。まるで横浜スタジアムで応援する観客数とグラウンド内でプレーする選手の数みたいなものである。市の人口320万人中在日外国人4万人という人口比からすれば在日外国人職員は400人以上いてもおかしくはないのである。何もこれは架空の話ではない。実際に「横浜を受けたい」と考えている当事者は多数いるのである。それを国籍条項でシャットアウトしてきた恥ずべき結果にすぎない。「僕は横浜で生れ学び育ったので横浜市を受験したい」と在日韓国人の青年は市との話し合いの場で訴えてきた。ところが、市当局

者は「日本国籍がないから受験できない」と冷たく答えているのである。残念ながらこれが「国際文化都市」横浜の隠さぬ現状なのである。こうした市の状況をみかねた大学関係者は横浜市の姿勢を1日も早く改めさせようと「国籍条項撤廃アピール」を出した。早速この呼びかけに市内在勤・在住の学者や議員や文化人らの多くの方が賛同してくれ、署名とともに撤廃を求める多くの声を寄せてくれた。例えば「正直言ってこんな条項がある事も知りませんでした。こんな差別は国際文化都市横浜の恥」と意見を書いてきた俳優もいる。またある憲法学者は国籍条項の撤廃は「憲法上、当然のことと思う」と意見を述べてきた。またある議員は「現にいま生き続けている在日の人たちへの差別を具体的になくすことなくして日本の戦後はない」と、この取り組みへの全面的賛意を伝えてきている。短期間の集約ではあったが、反響は実に大きかった。ところが、横浜市は今においても「国の見解は絶対だ!」「自治省の圧力が強い」の一点張りなのである。確かに横浜だけでなく指定都市での壁が厚いのは事実かもしれない。しかし、だからといって私たちはこんな不条理を見過ごすわ

けにはいかない。国の見解一点張りの横浜市もいくつかの点で確実に追い込まれているのである。例えば一般都市と指定都市の「差」が受験を希望する本人にとっては「受けられる」「受けることすら出来ない」という明確な「差別となって表れてきていること。市自らが行政内部の洗い出しを行った13項目にわたる制度上の差異(差別そのもの)においても国籍条項の存在をあげざるを得ない状況にあること。また就職試験にまで国籍条項を付けた横浜市は、一旦、市の職員として採用した以上、国籍の違いなどによって転職試験を受けさせないという取扱上の差別は、法律によって明確に禁止されていること。民族共生教育をうたった「教育の基本方針」の精神からも国籍条項の存在は明らかに矛盾するものであるこ

と等々である。そして何よりも国籍条項の撤廃は現実のものとして県内では着実に広がってきているのである。ねばり強い街頭宣伝、職場での学習会の広がり、教員や学生、労組、教会関係者などのへの広がりもある。そして在日の若者や日本人高校生たちも自分の問題として関心を示し始めてきた。そして今回の大学関係者による「撤廃アピール」である。もはや横浜市は「国の圧力」論で逃げ切れる状況にはない。国籍条項の撤廃は横浜市がまずもって真っ先に果たさなければならぬ緊急の課題なのであるそれは何も国際化の潮流にマッチするからなどということではない。国籍条項の存在自体が、在日外国人への人権剥奪条項そのものだからである。

私たちは「横浜市国籍条項撤廃アピール」に賛同します。

青根 孝子 (横浜市会議員)、 青山 光雄、 栗屋 充 (画家・随筆家)、 伊藤 幹郎 (弁護士)、 岩本 正夫、 上野 正 (東京大学名誉教授)、 内堀 八重子 (横浜市会議員)、 梅林 宏道 (太平洋軍體運動国際コーディネーター)、 橋本 正夫 (神奈川県新聞社相談役)、 William I Elliott (関東学院大学教授)、 大谷 正義 (明治大学(憲法))、 大貫 憲夫 (横浜市会議員)、 大野 省治 (行政書士)、 越智 昇、 勝野 けんじ (神奈川県議会議員)、 蟹沢 道子 (横浜市会議員)、 金子 文夫 (横浜市立大学教員)、 木内 博 (横浜市会議員)、 北沢 洋子 (国語問題評論家)、 木村 英亮 (横浜国立大学)、 桐島 洋子 (作家)、 倉沢 新一、 小海 永二 (詩人・横浜国立大学)、 小島 一郎 (フェリス学院大学教授)、 黄 成武、 斎藤 秀夫 (歴史研究者)、 佐伯 昭市 (横浜俳語会会長・和光大学名誉教授)、 柴田 豊勝 (横浜市会議員)、 島崎 久弥、 島田 運巳 (大学教授)、 高野 明子 (横浜市会議員)、 高橋 紀代子 (横浜市会議員)、 高橋 燦子 (児童文学作家)、 滝田 裕介 (俳優)、 竹田 四郎、 田中 光二 (作家)、 千葉 景子 (参議院議員)、 富野 一太郎、 鳴海 正泰 (関東学院大学)、 永井 成男 (元東洋大学(短大)教授、現在法政大学大学院講師(非常勤))、 中島 三千男 (神奈川県立大学外国語学専攻教授)、 中村 平八 (神奈川県立大学教授)、 中山 弘正 (明治学院大学教授)、 成島 敏行 (神奈川県議会議員(現副議長))、 西木 正明、 新田 喜久江 (大学講師)、 野沢 浩 (神奈川県立大学名誉教授)、 平岡 正明 (野毛大道芸実行委員)、 平松 齊、 深谷 鎮作 (中央大学教授)、 細野 公男 (慶応義塾大学)、 馬 廣秀 (会社役員)、 増本 敏子 (弁護士)、 松本 久美子 (横浜市会議員)、 丸山 尚 (著述家・住民図書館館長)、 三木 直、 三谷 邦明 (横浜市立大学(教授))、 皆川 卓三 (文化女子大学教授)、 宮下 泉 (横浜市会議員)、 向田 映子 (横浜市会議員)、 武蔵 一羊 (アジア太平洋資料センター共同代表)、 村田 泰彦 (神奈川県立大学教員)、 森田 三男 (創価大学教授・弁護士)、 山川 敏夫、 尹 宗銀 (牧師)、 吉田 次郎、 依田 義作 (牧師)、 横田 克巳、 李 殷直、

川崎における在日韓国・朝鮮人無年金者の 年金救済制度化にむけた取り組み

民族差別と闘う神奈川連絡協議会 福祉部会

■要望書提出と話し合い、

市民の立ち上がり

全国の自治体による在日韓国・朝鮮人障害者への障害年金代替救済制度化の動き、そして川崎での在日一世の年金保障を求める運動が始まったのは、昨年11月だった。多くの仲間とともに、在日韓国・朝鮮人高齢者、障害者の生活史と実態を聞く集会を持ち、そこからさらに、川崎市に対して、9項目にわたる「在日韓国・朝鮮人高齢者障害者に係わる要望書」を提出した。そして、川崎市による年金救済制度化を第一要求課題として、話し合いをすすめた。

■突然の話し合い拒否と

当事者を先頭とした取り組み

しかし、市当局は、民族団体などから出された請願が議会で審議中であることを理由として話し合いをひきのばし、制度化にむけての当事者、市民の声をなかなか聞こうとせず、年金制度に係わる議会請願が主旨採択されると、今度は、議会で話が進んでいるから、いまさら当事者の話を聞く必要はないと、7月6日、やっと設定された第2回目の話し合いの約束を、一方的に反古にした。そして、予定されていた会議室に、「中止」の貼

り紙一枚で、話し合いに駆け付けた、在日一世の高齢者、車椅子の障害者をへいきで廊下に締め出すという近年にない破廉恥な対応にでた。

議会での審議で話し合いをひきのばし、議会で話し合いが進んでいるから当事者の話を聞く必要がないという川崎市のこの間の対応は、自治体の参政権すら持たされない在日韓国・朝鮮人の声は、市政に反映する必要はないという声明に等しく、多くの市民の怒りをかった。

■早期実施の確約

7月6日の話し合い拒否以後、当事者を先頭に、抗議行動と粘りつよい話し合いの場の設定を求め、市の責任ある対応を迫った。マイクを握り、ちらしを配り、署名を集め、抗議のはがきを書き、多くの市民の力の結集で、川崎市の誠意ある対応を迫っていった。焦る私たちを、一世のハルモニは、「粘り強く何度も繰り返さなきゃだめよ」と語り、若い時代の厳しい体験を語った。

そして、開かれた話し合いの場では、ハルモニたちは、日本社会での厳しい生活史を語り、子育てを語り、日本での老いを語った。それを文につづり、この声を市長に届けてほしいと切々と訴えかけた。

そして、9月10日川崎市は、市議会での質問に答え、「高齢者の方からの切々たる手紙もいただき、戦前戦後の御苦労は十分に認識している。障害者の方々の救済も含め、出来るだけ早期に実施したい」と明言した。

■神奈川県下への広がりを！

年金代替制度が実施になれば、障害年

金では東京葛飾区につづき東日本で2番目、老齢年金では政令指定都市では初めての実施となり、他自治体への波及を考えると、いいかげんな制度では許されない。制度の成案化の中で、どれだけ内容の伴ったものにしてゆけるか、横浜、県にも実現を迫る活動を含め、これからの課題は多い。

高齢者への上乗せ給付金

静岡 ①市外国人高齢者福祉金

(静岡) ②92年4月1日施行

③70歳以上

④市外に1年以上居住。永住許可。他の公的年金なし。

所得制限あり。

⑤月額10,000円

⑥昨年度は64人

⑦最前回は市からの報告。昨年2月議会で採択。

清水 ①市外国人高齢者福祉金

(静岡) ②92年4月施行

③70歳の誕生日がきた者。

④市外に外国人登録6ヶ月以上。

所得制限あり。

⑤月額10,000円

⑥22人

⑦新設当時の記録はないが、施行があったのでは。

浜松 ①市外国人高齢者福祉手当

(静岡) ②4月1日施行。7月15日までに申請を受ける予定。申請のスタート時期は運用経過と話し合い。

③1993年以降に生まれたもので70歳を越えた者。

④1年以上外国人登録。永住許可。特別永住。他に公的年金を受けていないもの。所得制限あり。

⑤月額10,000円

⑥127人分の予算計上。

⑦「障害」「母子」はない。議会で昨年3月「外国人高齢者福祉対策の推進に関する意見書」を採択。市相らに送る。その後、要望を受けた。

横浜 ①市外国人高齢者福祉手当

(静岡) ②議会で採択を採択。

(静岡) ③議会で採択を採択。

(静岡) ④議会で採択を採択。

(静岡) ⑤議会で採択を採択。

(静岡) ⑥議会で採択を採択。

(静岡) ⑦議会で採択を採択。

(静岡) ⑧議会で採択を採択。

(静岡) ⑨議会で採択を採択。

(静岡) ⑩議会で採択を採択。

(静岡) ⑪議会で採択を採択。

(静岡) ⑫議会で採択を採択。

(静岡) ⑬議会で採択を採択。

(静岡) ⑭議会で採択を採択。

(静岡) ⑮議会で採択を採択。

(静岡) ⑯議会で採択を採択。

(静岡) ⑰議会で採択を採択。

(静岡) ⑱議会で採択を採択。

(静岡) ⑲議会で採択を採択。

(静岡) ⑳議会で採択を採択。

(静岡) ㉑議会で採択を採択。

(静岡) ㉒議会で採択を採択。

(静岡) ㉓議会で採択を採択。

(静岡) ㉔議会で採択を採択。

(静岡) ㉕議会で採択を採択。

(静岡) ㉖議会で採択を採択。

(静岡) ㉗議会で採択を採択。

(静岡) ㉘議会で採択を採択。

(静岡) ㉙議会で採択を採択。

(静岡) ㉚議会で採択を採択。

(静岡) ㉛議会で採択を採択。

(静岡) ㉜議会で採択を採択。

(静岡) ㉝議会で採択を採択。

(静岡) ㉞議会で採択を採択。

(静岡) ㉟議会で採択を採択。

(静岡) ㊱議会で採択を採択。

(静岡) ㊲議会で採択を採択。

(静岡) ㊳議会で採択を採択。

大津 ①市老齢福祉金

(滋賀) ②今年度。6月12日受付開始

③1926年4月1日以前に生まれ。

④市外に外国人登録

⑤月額15,000円

⑥100人分の予算計上

近江八幡 ①市外国人福祉金

(滋賀) ②93年4月

③1916年4月1日以前に生まれ、満70歳に達した者。

④82年1月1日以前から市外に転居して外国

人登録

⑤月額10,000円

⑥対象3人

⑦「身障者」と同じ規則で

野洲 ①町老齢福祉金支給要項

(滋賀) ②93年4月1日施行。5月に通知。

③1926年4月1日以前に生まれ、満70歳に達した者。

④82年1月1日以前より外国人登録。

4月1日現在外国人登録。

⑤月額15,000円

⑥対象としては11人問題

の「障害」の支給者を除く。町議会で決議。

津山 ①市外国人高齢者福祉手当

(岡山) ②4月1日施行。5月に通知。

③1926年4月1日以前に生まれ、満70歳に達した者。

④市に10年以上外国人登録。他の公的年金を

受けていない。所得制限あり。

⑤月額7,000円

⑥43人枠だが、41人を想定。

⑦「10年」の規定で、申請段階でたまたまなど計めている。要望があった。

日川 ①市外国人高齢者福祉手当

(福岡) ②6月1日施行

③1926年4月1日以前に生まれ、満70歳に達した者。

④市に10年以上外国人登録。他の公的年金を

受けていない。所得制限あり。

⑤月額7,000円

⑥43人枠だが、41人を想定。

⑦「10年」の規定で、申請段階でたまたまなど計めている。要望があった。

根上 ①町友誼年金(条例制定)

(福岡) ②4月1日施行

③65歳以上の外国人で、年金加入(可能)期間が20年に

満たない。

④65歳に達する前に20年間、町員として在任。他の公的

年金受給権あり。その対象付き120ヶ月を越えていな

い。日本国籍を取得しても前記3条件に合う人。

⑤月額30,000円

⑥対象12人

⑦町民福祉課課長(橋本・産業振興課長)が「同じ付与役を

払っているのに還元がないのは不公平」などと強く抗議。

県から聴取を受けた。

筑前 ①町友誼年金(条例制定)

(福岡) ②4月1日施行

③65歳以上の外国人で、年金加入(可能)期間が20年に

満たない。

④65歳に達する前に20年間、町員として在任。他の公的

年金受給権あり。その対象付き120ヶ月を越えていな

い。日本国籍を取得しても前記3条件に合う人。

⑤月額30,000円

⑥対象12人

⑦町民福祉課課長(橋本・産業振興課長)が「同じ付与役を

払っているのに還元がないのは不公平」などと強く抗議。

県から聴取を受けた。

小浜 ①町友誼年金(条例制定)

(福井) ②4月1日施行

③65歳以上の外国人で、年金加入(可能)期間が20年に

満たない。

④65歳に達する前に20年間、町員として在任。他の公的

年金受給権あり。その対象付き120ヶ月を越えていな

い。日本国籍を取得しても前記3条件に合う人。

⑤月額30,000円

⑥対象12人

⑦町民福祉課課長(橋本・産業振興課長)が「同じ付与役を

払っているのに還元がないのは不公平」などと強く抗議。

県から聴取を受けた。

各地のたより

兵庫YKC交流合宿開催

キム ホ イ

兵庫民闘連 金 浩 二

去る8月18日～29日の両日、YMCA六甲研修センターにて、兵庫YKC交流合宿を行いました。YKCとはYoung. Korean. Circle. の略。文字通り兵庫県下に散らばる在日韓国・朝鮮人青年の交流を計ろうと、3月より有志による実行委員会を重ね、交流合宿を行ったものです。

合宿では、1回目という事もあり、楽しく交流する事を主眼に、ミニチャンゴ教室、ゲーム、花火、焼肉と、和気あいあいの中、一泊二日を終えました。

そんな中でも、やはり夜の交流会では、各人より自己紹介を含め、実社会での在日としての立場、その中で生き方への悩み等、在日としての熱い思いが夜中まで語られました。

実社会の中、同胞同士の交流を持つ機会はなかなか望めないものです。在学中に韓国・朝鮮と触れ合う機会のあった者、またそうでなかった者の立場をこえて語り合えたことは参加者一同にとり、何よりの経験ではなかったかと思います。



そして実行委員会を通じて、今までなかった在日青年同士の交流が、兵庫の地で持てた事は、何にもまして大きな成果でした。

その名もYoung. Korean. Circle. とソフトにし、気軽に集え、そして時には辛口の兵庫YKCの長い道のりが、今スタートにつきました。

サムルノリ・ワークショップ

に参加して

コン チン ミ

高槻むくげの会指導員 孔 直 美

去る、7月29日～8月4日この7日間にかけて八尾の安中で「サムルノリ・ワークショップ」が行われました。

初級クラス、オリニ(子ども)中級クラス、そして農楽クラスの3つで65人ほどの参加者がありました。65人と言っても全日参加者だけでなく部分参加者も含まれています。

私は、今回初めて参加させていただきました。去年は仕事の関係もあり参加出

来ず2日ほど見学させてもらいました。みんなが汗だくになり、疲れ果てた顔を見ていて「私には絶対できない」とその姿を他人ごとのようにみていたのです。

そして、今年も大阪ですることになり、実行委員会に入って一緒に頑張っていたという話が来たときには、本当に自分に出来るのかという不安で頭の中はいっぱいでした。ましてやそのワークショップには受講生であり通訳もするという大役を勤めることになりました。



チャングを5月から習い始めてチャンダン(リズム)すらよくわからないのにあの超ハードな農学班に入ったのでチャンダン覚えるのが精一杯で通訳をするのを忘れ何回もおこられたりしました。

ワークショップに参加するまで、自分はチャングを叩けないと、という先入観でチャングから遠ざかってしまっていたのです。そして、初日の練習が終わった後、ソンセンニン(先生)にみんなに迷惑をかけるので授業を受けず通訳だけをするといいました。その時ソンセンニンが言ってくれた一言は、私にとって大きな励みになり、やる気を与えてくれました。それは、「チンミにとって

一番大切なのは通訳も大切だけでも、一つでも多くの物を習い自分のものにしていくこと。自分も頑張っている日本語を使って授業をするので一緒に頑張ろう!」。この言葉でした。それとたくさんさんの事を助けてくれた同じクラスの受講生のみなさんがいてくれたからです。

私は、農学班に参加して「人と人のつながり」「みなんで一つの物を作って行くこと」の大切さを学ぶことができました。そして、「やれば出来る」この精神だとつくづく感じました。

受講中にもよく言われたのですが、自分だけのことを考えて動くのではなく、まわりの人達のことと考えて行かなくてはならないこと、みんなの心が一つになっ時すばらしい物が生まれてくるということを実感しました。

私は、今回良い体験をし、得をしたと思います。受講中に学んだすばらしいもの、通訳をしながら感じた温かいもの、など他にもたくさんあります。

たいへんな毎日でしたが、ソンセンニン(韓国の人)達の思い、在日の思いを腹を割って話し合うことができ、そして講演会を通じて在日の現状、韓国の文化をより一層知ることができました。

みんなで汗を流し、寝食を共にする中で生まれた信頼、そして友情、本当に良いものばかりでした。

来年もぜひ参加して、みんなと一緒に汗を流したいと思います。

第125回民闘連全国代表者会議報告

1993年8月21日～22日、第125回全国代表者会議が、大阪高槻むくげの会で開かれました。参加者は、役員、地方民闘連と準備会、あわせて16名でした。

1日目の全国民闘連の課題としては、奈良県の天理大学学生寮内で起こった、民族差別集団暴行事件について、確認会の進行状況が報告されました。また、日本籍者部会員でもある福岡の鄭琪満氏より、綱領(9)の名称変更が提案され、次回大会で承認されれば、綱領改訂することが確認されました。

2日目の各地報告では、福岡民闘連が、福岡県、市と総合交渉を開始したことを報告。広島民闘連では、NHKの高校講座教育セミナー教材の中に差別語が掲載されていた問題で、NHKと3回確認会を済ませ、そのテキストの回収と、来年度の発刊本から、全面改訂させることを約束させたという報告。神奈川民闘連か

らは、川崎市に対して、障害高齢年金の救済制度を求めた運動について報告。7月6日に、当事者を入れての話し合いを拒否するということがあったのですが、全国からの抗議電話、ファクシミリ等の抗議行動によって、ようやく話し合いが前に進み、制度実現の兆しが見えてきたという報告と、三和銀行外登証呈示事件では、最終の謝罪文を書かせ、終わりを迎えようとしている、という報告があり、確認されました。

お知らせ

次回代表者会議は、1993年12月18日～19日の予定でしたが、1月23日横浜に変更します。

全国代表者会議参加者には、通知しますが、別途参加希望の方は、事務局までご連絡下さい。

☎06-972-1608

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介等を行ってきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読よろしくお願いします。

年間3000円 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

第3回

民族教育の課題と未来を考えるシンポジウム

～日本籍韓国・朝鮮人の子どもの民族教育を考える～

1985年、国籍法の「改正」によって韓国・朝鮮籍の人数が減少したと言われています。しかしこのことは、実数が減少したのではなく、それまで韓国・朝鮮籍を取得していた子どもたちが日本籍を取得しているからです。

在日韓国・朝鮮人の国際結婚が8割をこえる今日、日本国籍をもつ韓国・朝鮮人の子どもたちの数は、確実に増えていきます。またこのことにともない、現在制度としてある「外国人加配」教員の数が減少しています。

このような中で、「国籍とは」「民族とは」そして「民族教育とは」について考え、「外国人加配」制度の見直しは、民族教育の重要な課題です。

シンポジウムでは、日本籍韓国・朝鮮人の思いや教育の在り方について、それぞれの人に語っていただきます。

是非ご参加ください。

シンポジウム報告者

徐更不(ソ・ギョンブル)

八尾市にあるトッカビ子ども会保護者会の会員。日本国籍を持つ一人の子どものオモニ。

陳太一(チン・テイル)

日本国籍をもつ青年。京都の「ハンマダン」の団員として活動。

朴哲(パク・チョル)

日本国籍をもつ大学生。京都の「ハンマダン」の団員として活動。

韓洋春(ハン・ヤンチュン)

今春から佐野工業高校定時制教員

司会：陳伊佐(チン・イェリ)

今春から八尾市内の小学校教員

日時：1993年12月4日(土) 午後2時～

場所：大阪府同和地区総合福祉センター

第1研修室

JR環状線芦原橋駅下車徒歩10分

会場カンパ：500円

主※民族差別と闘う大阪連絡協議会

催※TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666

後 大阪府教職員組合

援 部落解放同盟大阪府連合会